



Title	昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会（四十四ノ二）-小委員会審議を経て-
Author(s)	三枝, 一雄
Citation	法律論叢, 94(6): 219-261
URL	http://hdl.handle.net/10291/22250
Rights	
Issue Date	2022-03-23
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

【資 料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会 (四十四ノ二)

—— 小委員会審議を経て ——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

- 一 小委員会での審議の経過及び結果の報告 (小委員長報告)
 - (一) 部会開催の理由
 - (二) 小委員会審議の経過及び結果の報告
 - (三) 民事局幹事試案等の説明
 - (四) 補足説明と本日の審議方針の提示
- 二 包括的審議 (基本方針をめぐって)
- 三 個別的・実質的審議
 - (一) 東商・大商の意見状況補足
 - (二) 監査役廃止意見
 - (三) 経団連の意向
 - (四) 公認会計士の監査結果の総会への報告 (以上本誌 93 卷 4・5 合併号)
 - (五) A 案・B 案の実質的意味・狙い (承前)
 - (六) 公認会計士と監査役の兼任
 - (七) 会計監査人と公認会計士
 - (八) 業務監査の担当者 (監査役か取締役か)
 - (九) A・B 両案の矛盾
 - (十) 証券取引法の対応
 - (十一) 公認会計士監査の実効性
 - (十二) 強制監査
 - (十三) A 案をめぐって
 - (十四) B 案をめぐって
 - (十五) A 案賛成意見 (再)
 - (十六) 単独制か合議体制か (以上本号)

(五) A案・B案の実質的意味・狙い（承前）

このようなやり取りを聞いて、西原委員は、A案とB案との実質的な意味に関し、A案では、社外重役の強制的導入、その現実的基盤の確保、公認会計士と監査役の監査の併合等の方向をとるということが、他方B案では、有名無実化していた監査役監査の実効性の回復、公認会計士と監査役の監査の並行・協力等の方向をとるということがその実質的なねらいかと質した。

「A案とB案との実質的な意味は、次のように解釈してよろしいでしょうか。A案で業務監査を、従来のように取締役会でやるという案のねらいは、社外重役を強制的に導入することの可否、それからその現実の地盤ということ、それからその点はB案では監査役のほうに移っておりますから、その場合には旧法のような有名無実にならないためのいろいろな手当をするということが、当然背景に考えられているのかと思いますが、もう一つA案B案ともに、公認会計士と監査役との調整の問題が出てきますが、A案のほうは公認会計士と監査役を、ある意味でいいますと併合するといえますかダブらせるといえますか、そういうような方向で解決しようとし、B案のほうでは、これを協力といえますか何といえますか、並行の形で調整していこうと、こういうところが実質的なねらいなのでしょう。」（同速記録 34 頁）

これに対し、鈴木部会長は、理論的には西原委員のいうようなことにならざるを得ないが、それは要するに、A案の場合には取締役会・取締役を通じて行われる業務を実のあるものとするためその権限を強化すること、他方B案の場合には業務監査を実のあるものとするため監査役の権限を強化することが、またさらにA案をとれば公認会計士を監査役にすることで商法にこつついていくが、B案の場合には公認会計士と監査役の調整という矢沢委員の指摘するようなことが問題になるだろうと補足した。

「そういうことにならざるを得ないということでしょうね。論理的に考えていったときにですね。しいてくつつければ、A案の場合には各個の、つまりいままで

だったならば取締役会というものを通じて行動するという形になっていたのに対して、その裏付けといいますか保証といいますか、あるいは手段といいますか、そういう意味で各個の取締役に調査権を与えとか、あるいは何とか差し止め権を与えとか解任権を与えとかいうことを同時にやっているわけですね。ですから要するに、**A案**をとっている場合には業務をするという——取締役会及び取締役というものを実あるものにしていこうと。**B案**をとっていけば、監査役の権限というものを実のあるものにしていこうということ。そして、いま矢沢委員の言ったもう一つの問題がそこへからんでくると、一の**A案**をとれば、おのずから監査役にするというので、そのまま商法にくっついていっちゃうと。**B案**にするとその間をどうするかという形にいかざるを得ない。こういう問題になるんだろうと思いますね。」（同速記録 34～35 頁）

（六） 公認会計士と監査役の兼任

これらを聞いて、大住委員は、関連して、**B案**では公認会計士である会計監査人は監査役になれないとともに監査役も会計監査人になれないのに、なぜ**A案**ではそれと同じ権限と義務を有し同じ仕事をする公認会計士が監査役になれることになるのか、矛盾しているのではないかと、それなら**B案**で監査役が独立していれば、会計監査人を兼ねてもかまわないということになるのではないかと疑問を提起した。

「それに関連いたしまして、**A案**と**B案**を同一のものとするれば問題ないんですけどもね、これを比べてみますと、**B案**によるといわゆる会計監査人ですね、監査役は会計監査人になれないと同時に会計監査人は監査役になれないわけですね。それと同じ仕事をするのが、なぜ**A案**によると監査役になれることになるんですか。」（同速記録 35 頁）

「**B案**によりますとですね、会計監査人というのは公認会計士ですね。これが監査役になれない。だから監査役も、同時に会計監査人になれないということになるんですね。それをそのままもっていくと、同じような権限があり同じような義務があるものが**A案**によるとなぜ監査役になれるんだということですよ。」（同速記録 35 頁）

「それなら**B案**で監査役が独立していれば、兼ねてもかまわないということに

なるんじゃないですか。」(同速記録 35 頁)

「だから、独立のものとしてみれば A 案でもかまわないと思うんですよ。A 案と B 案と比べて義務も権利も同じだと、B 案をとれば監査役と会計監査人とは兼ねられないのだと、片方は監査役になれるのだというのは、何か矛盾しているんじゃないかというような考えになるんですな。」(同速記録 36 頁)

「ですから、片方が両方やればいけないのだと、片方だけしかやらないならば兼ねなくても、片方は裸のものなんですけれどもね。」(同速記録 36 頁)

「仕事の関係でいっているんじゃないですよ。独立性の関係でなれないといっているんじゃないですか。」(同速記録 37 頁)

しかし、鈴木部会長は、公認会計士だって監査役になれないことはないのであり、質問の趣旨が分からないと大住委員の質問自体に疑義を示した。

「どうしてって？ 何だかご質問がわからなかった。よくわからなかったというのは・・・」(同速記録 35 頁)

「公認会計士だって監査役になれないことはないでしょう。」(同速記録 35 頁)

(七) 会計監査人と公認会計士

他方、矢沢委員は、会計監査人という名称を使用する案の経緯を説明の上、会計監査人ではなく「裸の公認会計士」を監査役とする案を支持する姿勢を示した。

「いまの点については、小委員長報告の三ページ目で意見が分かれたのはそのへんに関係すると思うので、つまり片方で公認会計士というものを裸で出すということは商法の立場からおもしろくない。といって、たとえば会計監査役とか検査役とかいうものは、公認会計士の性質からいって工合が悪い。そこで会計監査人という、いわば機関のごとくにして社会にあるような形にしたわけですね。その同じ論理をこちらへ持ってくれば、少なくとも公開会社で公認会計士に限られる監査役は会計監査人というか、あるいは一のほうの、そういう名前をつけない裸の公認会計士にする案と、つまりそういう意味では民事局幹事試案のものとはちょっと違っていて、公開会社においては廃止する。その他の会社では監査役という名前を使うこと

になりますが、そういうことが議論になって、ここに二つ出ておりまして、その一つの意見はこれこれ、他の意見はこれこれ、一つの意見というのは、まさにいま大住委員の出された問題なので、私はどちらかという、一のほうなんです（同速記録 35～36 頁）

「一のほうの監査役というのは会計のことしかやらない監査役なんですね。」（同速記録 36 頁）

しかし、太田委員は、その名称に違和感を表明した。

「どうも名前としましてね。」（同速記録 37 頁）

これに対し、大住委員は、自分が言っているのは名称の問題ではないと反論した。

「名前の問題じゃないんですよ。私のいっているのは、名前を何とつけてもいいのですけれども。」（同速記録 37 頁）

それでも、太田委員は、大会社においては監査役を廃止して会計監査人があるべきだということにすれば、会計監査人の独立性とか仕事は、すべて B と同じになると指摘した。

「いやそれが関係（問題？－筆者）だ。監査役という名前と会計監査人というのはたいへん違うので、私のいいたいのは A のほうの十一に会計監査人としてしまえばいいんです。監査役はなくなるのですから、大会社においては監査役がなく、会計監査人があるべきだと、こういうことでいいんじゃないですか。そうすりゃ、会計監査人の独立性とか仕事は、すべて B と同じになりますから。」（同速記録 37 頁）

このやり取りを聞いて、黒沢委員は、B 案が成り立つならば、A 案も B 案を加味したようなものが論理的には成立することになるのかと確認した

「論理的に言えばB案が成り立つならば、A案もB案を加味したようなものが成り立つということなのでしょうね。」(同速記録37頁)

(八) 業務監査の担当者(監査役か取締役か)

ここで、議論が錯綜気味となってきたと感じたのか、味村幹事は、公認会計士と監査役の調整という問題があるにせよ、それはA案をとるかB案をとるかという基本方針を決めた後でも議論できることであり、要は業務監査を監査役がやるのがいいのか、取締役がやるのがいいのかということのほうが中心問題ではないかと議論の引き戻しを図った。

「この問題はおっしゃったように監査役と公認会計士の調整の問題もさることながら、基本的には業務監査を監査役がやるか、取締役がやるかというところをおきめいただいてその上で公認会計士と監査役の調整を決めていただくことになると思っております。

A案をとりますと、絶対に会計監査だけしかやらないわけでございますから、会計監査を二人がやるというのはおかしいということになりそうなので、その点で調整の余地は少ないと考えられるわけですが、B案のほうをとりますれば、協力関係ということも考えられますし、あるいは会計監査は公認会計士がやって、会計監査を除く業務監査は監査役がやるという案も問題点としてあがっているわけでありまして、そのどちらをとるかということは、Aという基本方針をとるか、Bという基本方針をとるかきめていただいても、またそのあとで議論の余地がある問題ではなからうかと思しますので、業務監査を監査役がやるのがいいのか、取締役がやるのがいいのかということのほうが中心問題ではないか。もちろんその際に公認会計士と監査役との調整がA案ではやりやすいとか、B案ではやりやすいとかいうような問題がございましょうけれども、私はそういう感じがするわけでございます。」(同速記録37～38頁)

これを聞いて、矢沢委員は、論理的には業務監査をどこへ持っていくかということが、A案、B案の一番大きな違いだと思うけれども、この問題は、業務監査が不十分だということより会計監査が不十分だという動機から出ているのだから、今回

の改正の必要性・効果については説得力が弱いと、改正の必要性について消極的な姿勢を示した。

「論理的にはその通りだろうと思うのですが、ただ問題は業務監査が不十分だから改正するという動機よりも、むしろ会計監査が不十分だから改正をするのだという動機から出ているという意味において、さっきの問題は非常に重要だということをし上げたので、ただ論理的にはおっしゃる通り、**A案**、**B案**の違いは業務監査をどこへもっていくかということが一番大きな違いだと思うのです。

ただこの点に関しましては、そういう改正の強い圧力というものがないだけに、改正の必要性、効果というものについて説得力もまた弱い。したがって、これについてのリアクションもあまり正当なるリアクションが出ていないのではないかという感じを私個人的には持っているので、ちょっと疑問を持っておりますけれども。」（同速記録 38 頁）

これに対し、味村幹事は、大会社なり証取監査を受ける会社については、公認会計士の意見を株主総会に反映させるという点では、**A・B**どちらの案でも、同じ方向にしているのだから、**A案**をとるか**B案**をとるかということよりも業務監査をどっちがやるかという方が先ではないかと業務監査担当者の問題の先議を繰り返し求めた。

「最初の必要性ということから申しますと、あるいは矢沢委員のおっしゃった通りかとも思うのでございますけれども、**A**をとるにしても、**B**をとるにしても大会社なり証取監査を受ける会社につきまして、公認会計士の意見を株主総会に反映させるという点では、どちらの案でもその方法こそ若干の違いはございますけれども、同じ方向にしておりますから、**A案**をとるか**B案**をとるかということよりも業務監査をどっちがやるかというほうがさきじやなかろうかと思うのですが。」（同速記録 38～39 頁）

（九） **A・B** 両案の矛盾

しかし、それでも大住委員は、会計監査人と監査役の関係に関して、**A案**と**B案**

には矛盾があるとの主張を繰り返した。

「A案、B案のどっちをとるかという問題よりも十四だけをとってみるとちょっとおかしいのではないか。Aのほうでいけば、証取には特別の利害関係人は監査ができないということになっているんでしょう。上になると、利害関係人どころではなく監査役になっちゃうのです。下にいくと監査役にはなれないというので、その二つの間に矛盾があるのではないかというのですね。独立して考えれば差しかえないが、二つを比べてみるとどうも矛盾があるように思うのです。」(同速記録 39 頁)

ここまで聞いて、鈴木部会長は、いずれかを取った場合には比べる必要は無いのだから、この問題はこの位にしておきたいと、その審議の打ち切りを表明した。

「いずれかをとったときは、別に比べる必要がないのですから、それはその程度にしておきましょう。」(同速記録 39 頁)

この問題につき、西原委員は、それはA案とB案における公認会計士に対する評価の違いに由来するのではないかと指摘した。

「大住委員がおっしゃったような矛盾は、同じ人が書きますと確かに矛盾だと思えます。けれども、その根底にはA案とB案における公認会計士に対する評価が違うのでそこでA案とB案とに分かれたので、もし同じ人がやりますと確かにA案、B案とは混乱するわけですけども、評価の違いがそういうふうな結果になってきているのではないかと思います。」(同速記録 39 頁)

(十) 証券取引法の対応

ついで、小町谷委員は、A案あるいはB案をとるとを決めた場合には証取法はそれと同じ方向にくるのかと、証券取引法の対応を質した。

「非常にしろうと的なことを伺うかもしれませんが、『証取法に基づく公認会計

士監査を実効あらしめるための具体的方策について』というのが出ておりますね。

こちらでA案をとるB案をとるということをかきめた場合に、証取法はそれと同じ方向にくるものなのですか。それは無関係に進んでいくものなのですか。」（同速記録 39 頁）

これに対し、味村幹事は、証取法とは無関係な規定になっているが、その間の調整をしないというわけではなく、大蔵省と十分協議して、その間に食い違いの無いようにしたいと答えた。

「その点は商法の改正要綱のつもりでございますので、証取法とは無関係な規定になっているわけでございます。

しかし、もちろんそれはその間の調整をいたしませんというの意味がないわけでございます、調整をしないままで従来通り二重監査をやる。かりにA案をとりまして、監査役は公認会計士でなければならんということになりました場合に、監査役が監査したのも別にまた公認会計士が証取法によって監査をするというのでは、何のために改正したかわからないということになりますので、そこはどういう形になりますか、大蔵省と十分に協議をいたしまして、その間に食い違いのないようにするというふうに考えておりますし、大蔵省もそういう方向でお考えになって、どっちがいいかということをご検討になっていると思っております。」（同速記録 40 頁）

（十一） 公認会計士監査の実効性

1 公認会計士監査の実効性欠如の原因

ついで、小町谷委員は、大会社は証取法の適用を受けている会社かと質したのに対し、味村幹事が「はい」と答えたこと（同速記録 40 頁）を聞いて、それなら、公認会計士の監査を受けていたはずなのに、どうしてそのような会社でボロが出てくるのか、その原因は何かと、公認会計士監査の実効性につき疑問を提起した。

「もう一つは、この一兩年に手を上げた大会社は証取法の適用を受けている会社でしょうか。」（同速記録 40 頁）

「そうすると、公認計士の監査を受けていたわけですね。それでいてああいうボロが出なければならないというのは、どこに原因があったのでしょうか。」(同速記録 40 頁)

2 会計監査人意見の総会への反映

これに対し鈴木部会長は、それは公認会計士個人の資質の問題であるにとらえるとともに、それ故に大蔵省は公認会計士法を改正してその点を締めの方策をとり、ある程度の措置はできたと評価する。そしてその上で、それは監査役なり会計監査人の意見を株主総会に反映させるという商法改正要綱と同じ方向だと説明した。

「それはいろいろな理由がございますけれども、公認会計士が少なくともその場合においてはしっかりしていなかったということです。

したがって、大蔵省としては、公認会計士法の改正を行なって、その点について締めの方策をとったわけですね。ですからその点ではある程度の措置はできたわけですね。さらに進んで、そのようにしっかりしてきた公認会計士の意見というものを総会へ反映する方法はないだろうかということも、企業会計審議会において考究しているわけで、したがって、その方向とここに書いてある監査役にするなり、あるいは会計監査人ですか、いずれにしてもこの意見を総会へ反映させていくというのは同じ方向なのです。」(同速記録 40~41 頁)

(十二) 強制監査

1 監査強制の可否

これを聞いて、矢沢委員は、山特鋼あるいはサンウエーブの会社更正手続の次元で公認会計士が十分動かなかったということで、大蔵省が強い公認会計士のコントロールをした結果、限定意見がたくさん出てきた、にもかかわらず総会のほうは無条件で通っているという状態であった、そこで総会へ結びつけることが強化策の一環という意味がある、したがって債権者及び株主を含めて人数が多く、みずから守れない会社については強制監査をし、それ以外については公認会計士にやって貰った方がよいとしつつも、それにしても監査を法律で強制することが適当であるかという問題は残ると指摘した。

「いまおっしゃった通りかあるいはもうちょっと強くいえば、山特鋼あるいはサンウエーブの会社更正手続の次元で公認会計士が十分動かなかったということで、いわば大蔵省が強い公認会計士のコントロールをした。そこで限定意見がたくさん出てきて、しかも総会のほうは無条件で通っているという状態ですから、そこで総会へ結びつけることが、強化策の一環というような意味があると思うのです。

そういうことと関連して、小委員長報告の四ページのところの資本金一億円以上の株式会社で証取法による監査を受けない会社はどうするかという問題につきましては異論はなかったというのですが、これもとり方で私はこの文句通りであればちょっと議論があると思うのです。

というのは、現在の証取法の適用の範囲がいいかどうかという問題がもう一つありまして、これは改正したほうがいい問題が私個人あると思っております。たとえば、アメリカの最近の改正のように、株主の人数と総資産で押えて、一定規模以上のものは強制監査にするという形でも、向こうを広めることによって強制的に監査をさせるということはいいいのですが、ただこの中の問題で、資本金一億円以上の株式会社というような押さえ方をいたしますと、極端に言えば有限会社でも資本金一億円以上の会社があるわけで、会社の規模ということ、ことに自己資本と負債との比率から考えますと、必ず関係がないということが一つと、もう一つはやはり公認会計士の監査というものは、大衆投資家のために強制するという性格を持っておりますので、株主の人数との関係なしに、はたして法律が強制すべきかどうかという問題がまだ残っている。したがって、そういう意味で強制監査を商法で資本金一億円以上というような基準で上げることには異論がないとはちょっといえない。ここに書いてある趣旨はそういうような趣旨ではなくて、もうちょっと強制監査の範囲を広めるという意味であれば、私もあえて異議はないのですが、そういうとり方をするとちょっと問題がある。むしろそういう証取法的な投資者保護、これは債権者及び株主を含めて人数が多く、みずから守れない会社については強制監査をし、それ以外については希望としては公認会計士にやってもらったほうがいい。またそのほうがいいとは思いますが、はたして法律で強制することが適当であるかどうかという問題は残るのではないか。こういうふうに思いまして、そう申し上げたつもりだったのですが、この表現ですとそこがちょっと問題がありますので、ちょっと一言付加させていただきます。」（同速記録 41～42 頁）

2 監査対象会社の範囲

他方原委員は、1 億円以上の資本金でも株主数は 15 人とか 20 人の会社とか、あるいは資本金 1 億円以上でも証取にも関係していない会社もあるのであり、単純に資本金 1 億円以上ということにはどうかという感じがすると懸念を示した。

「大体の意見がまとまっているようなのですが、私も一億円の資本金で株主の頭数は十五人とか二十人のところもありますし、資本金は一億円でも借金は五億円という場合もありますから、そういう場合にはどうするかということ等がありますから、決定する前に、もっとこまかい角度から検討されたほうがいい。こまかく切り詰めていけば、もっとこまかい問題が起こってくるのではないか。単純に一億円以上で、証取にも関係していない会社をこれで暗示にかけるのはどうかという感じは持っております。」(同速記録 42 頁)

この原委員の意見に対し、鈴木部会長は、非常に短く書いたものなので、少しことばが足りなかったかもしれない、そこでほぼ異論がなかったというような言葉をつけ足しておいてもよいと答える一方、資本金 1 億円以上とした場合、合併会社のように資本金は大きい株主数は少ない会社と銀行とか保険会社のように公開会社でありながら強制監査を受けていない会社の二つが強制監査の対象から外れることになるが、特に後者については反対が予想されるとした。

「非常に短く書いたものですから、少しことばが足りなかったのかもしれませんがけれども、あるいはほぼ異論がなかったというか、何かそんなようなことばをつけ足しておいてもよろしゅうございます。

それから、この中には二つあるんですね。株主の数が少なくて、資本金が大きい合併エトセトラのような会社と、もう一つは銀行とか保険会社みたいな公開会社であって、しかも強制監査を受けていないというものがあって、のちのほうになってまいりますと、なるほど大蔵省は監査をして下さるから大丈夫だということもいえますけれども、しかし大蔵省の監査が総会へ意見として出されるわけがないのですから、総会へ出される決算というものが、ほかの同様の株主のいる会社では公認会計士が見ているのだと、しかし銀行や保険会社では内部の監査役がやったものでい

いのだというのもちょっとアンバランスではないのかという感じがいたしますと、こちらのほうは異論があるほうがおかしいような感じもするんで、これにも相当反対があるのではないかということが予想されます。」（同速記録 42～43 頁）

原委員も、先の味村幹事の説明のときは、反対が多かったと付言した。

「味村幹事がおあげになったときに、反対が多かったですね。」（同速記録 43 頁）

これらの意見に対し、味村幹事は、資本金 1 億円以上というのは大会社という積もりであり、また大会社のうち証取監査を受けない会社の監査役は公認会計士たることを要するというを言いたいわけで、世間的に全然異論がないという意味ではないと釈明した。

「これは、前には、大会社、たとえば資本金一億円以上となっていたのですけれども、ここでは資本金一億円以上となっているものですから、これは大会社というつもりだったのが、こういう形になったということで御了解いただけと思うんですが。

証取監査を受ける会社については、監査役を廃止しろという意見の方でも、大会社のうち証取監査を受けない監査役は公認会計士たることを要するというには、さほど御異論がなかったように、小委員会の経過では思ったものですから、そう言いたいわけでございます。世間的に全然異論がないという意味ではございません。」（同速記録 43 頁）

これに対し、矢沢委員は、そこまで詰めていないということではないかと補足した。

「そこまで詰めていないといったほうが・・・」（同速記録 43 頁）

しかし、鈴木部会長は、大体という程度で了解をして貰いたいと要望するとともに、現に経営している者は、自分のところは大丈夫と言っているだけで、他の会社

についてはそう言っているわけではないのではないかと経営者の反対論を牽制した。

「そこまで四角こまかくはやらなかったといたって、大体という程度に御了解いただきたい。いずれ異論があったってなくたって、さらに検討しなくちゃならんことは事実なので、それから、いろんなアンケートをいたしましたとき、あるいはまた財界から御意見が出てまいりますようなときに、いま会社をあずかっている方が、自分のところが不適正な運営をしているというようにお思いになっているはずはないと思うのです。

またそんな無責任な方だとは夢さらさら思わないのですから、自分を中心にしてお考えになったときに、そんなものは要らないよといわれることもわからないではないんですけれども、しかし、それじゃほかの会社についてみんな大丈夫というふうに思っていらっしゃるのですかというふうに伺ったら、私はそうだとはいい切れないのではないかと。つまりおれのやっている会社についてはという限定ではなかろうかという感じを持つのですけれどもね。」(同速記録 43～44 頁)

(十三) A案をめぐって

1 監査役の特別利害関係性

ついで、大住委員は、A案によると、大会社の監査特例というのは大会社の監査役の報告をもって証券取引法の監査にも援用するという意図があるのではと質したのに対し、鈴木部会長が「そうですね。」(同速記録 44 頁)とこれを肯定したことを受けて、さらに、そうすると証券取引法では特別の利害関係のない公認会計士の監査を受けるということになるのかと質した。

「A案によりますと、大会社の監査特例というのは大会社の監査役の報告をもって証券取引法の監査にも援用するという意図があるのでございましょう。」(同速記録 44 頁)

「そうしますと、証券取引法では特別の利害関係のない公認会計士の監査を受けると・・・」(同速記録 44 頁)

これに対し、鈴木部会長が「それは当然証券取引法に入れなきゃだめですよ。」

（同速記録 44 頁）としたところ、大住委員は、いままで監査役は特別の利害関係があると思われていたのに、商法を改正するとたんに利害関係がないというのは、どっちかが間違ってたことになるのではないかとさらに追及した。

「だけれども、いままで監査役は特別の利害関係があると思われていたのは、商法を改正するとたんに利害関係がないというのは、どっちかが間違ってたことになるんですね。（笑声）」（同速記録 44 頁）

これに対し、鈴木部会長は、商法はいままで間違っていたことはやっていないとするとともに、これだけ独立性を保障したから大丈夫だということはいえるかもしれないと、独立性の観点を強調した。

「どっちかが間違っていたというよりも、商法はいままで間違っていたことはやっていないのですから、向こうが間違っていたというようなことになるかもしれませんね。しかし、これだけ独立性を保障したから大丈夫だということはいえるかもしれないですよ。」（同速記録 45 頁）

それでも、大住委員は、鈴木部会長のこの説明に納得せず、先の疑念を繰り返した。

「独立性の有無にかかわらず特別利害関係があるという考えで、あるいは監査役は役員じゃないという意見を持ってましたね。矢沢委員あたりは、そういう特殊な意見は別として、大体監査役は役員だというのが、おそらくだれもいままで反対しなかったのではないかと思うんですよ。商法が改正されると、監査役は特別の利害関係を持っているものではないという、その変わりようがですね。」（同速記録 45 頁）

この鈴木部会長と大住委員のやり取りを聞いて、矢沢委員は、小委員会でも大住委員のような意見も出たが、A 案をたとえとるにしても監査役という名前を使うのは妥当ではないのだから全然名なしかあるいは会計監査人にしたほうがいいとい

うことを個人的意見として述べた。

「実は小委員会でもそういう意見が出まして、私も弁明したのですが、それは『監査』という雑誌に昭和二十五年改正直後に書いたんです。商法のあるべき監査役というのは、その通り会計監査役だったので、それはイギリス的なものであったわけですから、その通りの監査役であれば、私はいまでも本来そういうものであるべきだと思いますけれども、ただその後の運用から見ると、必ずしもそうなっていないから、それでは現在お前はそう思うかとおっしゃれば、それはとても無理だと。ですから、先ほども出しましたように、A案をたとえとるにしても監査役という名前を使うのは妥当ではないのだと、だから全然名なしあるいは会計監査人にしたほうがいいのだというのは個人的意見です。」(同速記録 45 頁)

それでも大住委員は、ただ商法を改正すると、特別利害関係人だといって誰も怪しまなかったものが、すぐに特別利害者でなくなるという関係がちょっとおかしいと先の疑念をまた繰り返した。

「私は商法をもってきても証券取引法をもってきてもどっちでもいいと思っていたのです。ただ商法を改正すると、特別利害関係人だといって、だれもあやまらなかったものが、すぐに特別利害がなくなるという関係がちょっとおかしいのではないか。」(同速記録 45 頁)

2 役員の構成問題

これを聞いて、鈴木部会長は、それはだからA案はとりにくいという積もりなのか、本当はA案の方がいいと考えているのかなど、その発言の真意を質した。

「だから、A案はとりにくいということにつなげるつもりですか。」(同速記録 46 頁)

「これも推測ですけども、何ということなしにB案のほうがいだろうといったような気持ちを持っていらっしゃる方がかなりいらっしゃるのではないかという感じを持つのですが、そうでなくて、A案の方がいいと・・・。」(同速記録 46 頁)

そうしたところ、大住委員は、手かせ足かせがついていると、どうも A 案じゃとりにくいという結果になる、何も条件がついていないなら A 案のほうが良いとした。

「そういうことになるかもしれませんね。」（同速記録 46 頁）

「ですから、何も条件がついていないなら、A 案のほうが良いと・・・。」（同速記録 46）。

「そういうことです。（笑声）手かせ足かせがついていると、どうも A 案じゃとりにくいという結果になるのだから、そこで最低の条件はどのへんだということを先ほどお聞きしたんですよ。」（同速記録 46 頁）

そしてさらに、鈴木部会長がその条件というのを問い質した（同速記録 46 頁）のに対し、大住委員は、A 案には役員構成の問題が付随するのであり、それでは A 案をとることはできないと、発言の意図をよりはっきりさせた。

「さっきいった十ですか。役員の構成度が、そういうものをみんなとっばらっちゃって A 案か B 案かといえば、また別問題ですけれども、こういうやりにくいものが出てくると、どうも・・・。」（同速記録 46 頁）

そこで鈴木部会長が、それは A 案ではまずいということではないかと質した。

「そうすると、証取法の関係がまずいんじゃないかといわれると、A 案じゃまずいということじゃないですか。」（同速記録 46 頁）

これに対し、大住委員は、これを肯定し、だから最低の条件はどの辺かと言うことを質したのだと、先の質問の意図を更に説明した。

「そういうことです。（笑声）手かせ足かせがついていると、どうも A 案じゃとりにくいという結果になるのだから、そこで最低の条件はどのへんだということを先ほどお聞きしたんですよ。」（同速記録 46 頁）

(十四) B案をめぐる

1 業務監査取締役

以上のようにA案については、消極的意見が大勢となった。そこで、次に鈴木部会長は、B案につき問題があるとするならば、それは業務監査の実効性をめぐる議論だろうと転じた。

「B案というものについて、私は問題があるというのならば、こんな業務監査役を置いたって何の意味もないでしょうという議論があるかどうかなんです。」(同速記録 46 頁)

このことにつき、矢沢委員は、A案には反対の立場を明示した上、本来あるべき監査役ができたなら、それを取締役のメンバーにすることによって、公開会社のほうは片づきやしまいかという印象を述べた。

「私はA案そのものには反対なのです。ただA案の十一で、監査役にするという点が私はのみ込めない。その点は、大住委員と同じなのですが、そのほかの点ではむしろA案のほうがいいのではないか。ただし社外取締役の強制という点の実現可能性が少ないという点と、もしかりにA案のそこを修正して監査役という名前をとるか、あるいは会計監査人にすると、監査役というもののポストがなくなると。そこで実現可能性が少ないという問題があるので、この問題は実態調査その他話から受けた感じでは、監査役に業務監査をさせようという意見の内容は、監査をしてもらいたいということのようですから、私のような意見によれば、本来あるべき監査役ができたならば、それを取締役のメンバーにしたらいではないか。これを業務監査取締役というというまいと別問題ですが、そういう運営をすることによって、公開会社のほうは片づきやしまいかという印象を持っているのです。」(同速記録 46～47 頁)

これに対し、鈴木部会長は、その監査役は、比率からして内部監査役でない重役になるだろうとの見通しを述べた。

「その監査役は内部監査役でない重役になるだろう。比率からいうと。」（同速記録 47 頁）

「ますます商売をするほうの社内重役がますます減ってくるということになるだろうな。」（同速記録 47 頁）

矢沢委員もこの見通しに同調した。

「そういうことですね。」（同速記録 47 頁）

2 業務監査権限の賦与

原委員は、細部の検討を留保しつつも、基本的に B 案に賛成の立場を明らかにし、監査役に業務監査権限を賦与することを改めて要望した。

「私は B 案を賛成したい。これは小委員会でも述べたのですが、いま矢沢委員から御発言のあった今度の改正のうちで、公認会計士の働きを十分動かして、株主並びに債権者に安心感を与えるということで改正が起こったのだということですが、私はそれ以外に監査役に業務監査権限を与える。昔はそういう形にあったのですが、それが必要であって、私も二、三の会社で自分自身が実行して役に立っておりますが、業務監査の権限を与えるということを今度の改正には盛り込んでいただきたいと思っております。

もっとも試案の B 案について、いつかこまかい問題について賛成をしておるわけではありません。これはいずれもっとこまかく御相談願われるという考え方で、B 案を賛成いたします。」（同速記録 47 頁）

3 会計監査と第三者監査

これに対し、黒沢委員は、会計監査は独立性（外部性）をもった監査でなければならないが、業務監査は内部監査以外の方法では不可能だとの認識から、このままの形では A 案、B 案のどちらにも賛成できないとした。

「私は、このままの形では、A 案にも B 案にも簡単には賛成し切れないんです

が……。まず会計監査の本質のほうから言いますと、少なくとも三つの条件というものが要るわけです。第一の条件というのは、会計監査は独立性を持った監査でなきゃならない。つまり内部の役員であってはならないということ。第二の条件はコンピーティングする、職業的能力がなければならぬということ。第三の条件は、職業的な正当な注意を払った監査でなきゃならない。イギリスのもの、アメリカのものそうになっていると思います——法律の規定そのものの差異は別として。

それから業務監査というものについては、これは内部監査以外の方法では不可能である。つまり、いま述べた三つの条件は持たないものであって、つまり内部の監査。それは、私はAでもBでもいいと思うんです、その点は。監査役が業務監査をするということでもいいと思うんですけれども、その場合は、つまり独立性の意味が全然違うわけで、つまり内部で業務執行に対して独立性があればいい。ということは、その本質は内部監査であるということになるんですね。まあそういう条件さえ満たされればB案でもけっこうだと思うんですけれども、A案でも、手直しすればそうなり得るというふうに思います。」(同速記録 48 頁)。

4 大会社・中小会社における会計監査

これを聞いて、鈴木部会長は、中小会社の監査役も黒沢委員が言及した条件を満たすものでなければ会計監査にならないのかと疑問を提起した。

「いまおっしゃったポイントは、A案じゃ、それは公認会計士自身で監査役になるんだから困る、しかしB案では、その点では、公認会計士の会計監査についての独立性の保証といいますが、そういうものとか能力とかいうもの一切保証されている形になるわけですが、それでなくて普通の会社のあれですか、小会社といいますが中会社といいますが、そういうものも、いまおっしゃったようなやつがやらなければ会計監査にならないですか」(同速記録 48 頁)

これに対し、黒沢委員は、中小会社は現状ではやむを得ないということになるが、本質的にはそうあるべきだとした。

「それで、大会社はですね。これは本質的に株式会社であるとみなして、その原

則が確立されなければならぬ。中小会社は、現状やむを得ないということになるかと思うんですけれどもね。そういう意味での会計監査というものを、調整するということは非常に困難だから、慣行にゆだねるような形になれば、これはやむを得ない。つまり、現在の会社法の構造そのものがまずできておいて、本質的な意味では株式会社といえないようなものが株式会社であるという現状から、これはやむを得ないとは思いますがね。本質論からいえば、そうあるべきだろうと思います。」（同速記録 49 頁）

そこで、鈴木部会長は、黒沢委員の言うところは、このままではいけないが B 案ということで大体の方向としてはそう違わないのではないかと受け止めた。

「黒沢委員のおっしゃられたようにしてですね、株式会社の会計については、小さな会社でも、要するに検査人のようなものを置けといたら、これはこの検査人はでたらめなやつしか置けないということになってですね。そうなっちゃうと、今度大会社の会計監査人の正当なる内容を持っているものとこんぐらがっちゃうわけですから、片っ方はまあ監査役でがまんしておいてくれということへただもっていているだけのことなんで、それほどえらく B 案でいかに——ま、あそれは、あるいはそのままの形じゃいかんとおっしゃるんですから、そのままはどの程度か知らないけども、大体方向としてはそう違わないんじゃないですかね。」（同速記録 49 頁）

黒沢委員は、そうだとした上で、これは大会社の特例であって小会社の特例ではないのであり、法律の書き方が逆だと指摘した。

「結局そうなんだと思うんですが、つまり法律の書き方が逆になると思うんですね。つまり大会社の特例であって、小会社の特例として、当分の間その・・・（笑）」（同速記録 50 頁）

これを聞いて、太田委員は、黒沢委員の意見を補足し、大会社の会計監査については第三者監査でなければいけないが、資本金一億円以下の中小会社については第

三者ではなく監査役でもよく、中小会社は除外してもよいと強調した。

「私のほうから発言させていただきますが、いまの黒沢委員のちよっと補足にもなるんですが、やはり会計監査というのはいわゆる第三者監査でなきゃならんと思うんです。というのは、業務監査のほうは関係がよほど違いまして、業務監査を第三者がやるということになると外部から経営を干渉するというような形になるんで、そいつはまずいと思うんです。同じ監査という文字を使いますが、会計監査と業務監査は非常に内容が違う。それで内部監査といたしますと、業務監査までやらないと会計監査ができないというようなことになりますから、従来の監査役というものは内部監査の大將であり、それが同時に第三者的の監査をやることは無理だということで、おそらくは二十五年の商法改正は、第三者的の監査をやるという意味で会計監査に限ったんだらうと思うんですが、そういう意味からいきまして、会計監査はすべて第三者的なものでなければならんというようなことにはなりますが、ただ大会社は、利害関係者が非常に広がりますから、それで純然たる第三者を要する。ところが、資本金一億円以内のようなプライベート・カンパニーは、それほど厳格にやらなくてもいいだらうからというような意味で従来の監査役でいいんじゃないか。こういう意味でありますけれども、黒沢委員もそうなんです。小会社は除外してもいいという・・・。」(同速記録 50 頁)

「第三者監査が原則ではあるけれども、中小会社はしいて第三者でなくてもいい、こういうことならば一向差つかえない・・・。」(同速記録 51 頁)

黒沢委員は、このような太田委員の意見に同調した

「ええ、それはまあ特例を設けざるを得ないだらうと思います。」(同速記録 51 頁)

「そういうことになると思います。」(同速記録 51 頁)

そこで、太田委員は、理想的なのは A 案であるとしつつも、A 案になると監査役を変えるだけでなく取締役会まで変えるということになり、非常に現状から飛躍することになる、そこで、それよりも B 案の方で監査役の権限を強化しておきながら、他方で監査役が取締役になるというふうに、段々と A 案のようになるという

のが現実的である、そういう意味でB案が目下の案としては穏当であると、B案を支持した。

「そこでこの案文を見ますと、やはり理想的なのはA案が理想だと思うんです。ところがA案に一足飛びになることは、非常に現状から飛躍いたしますんで、やはりB案からだんだんA案のほうにいく道程にあるんじゃないかというように思うんですが、A案になりますと、監査役をかえるばかりじゃなくって取締役会まで変えるということになりますと、これは非常にショックを与えることになりませんか。それよりもB案のほうで、監査役の権限を強くしておきまして、それからだんだんA案のように将来はなるというように、矢沢委員の言われるように監査役が監査取締になるというふうにだんだんなるんじゃないかと思えます。年を追っていこうという、なまぬるい意見でありますけれども、そういう意味合いでB案が、目下の問題としちゃ穏当じゃないかと考えておるところですが・・・。」（同速記録51頁）、

この太田委員の監査取締役に関する発言につき、矢沢委員は、それは業務執行の具体的なものに当たらない人間、すなわち非業務執行取締役を考えて良いと補足した。

「たびたびどうも……。いまおっしゃった点で、業務監査担当取締役になる者の実体ですが、私は、社外という意味は、必ずしも会社の中の何か本職を持っている人が兼任するという意味じゃなくて、とにかく業務執行の具体的なものに当たらない人間を強制すると、逆にいえば平取締役というのかもしれませんが、そういう意味で、すべての人間を副社長にしたり、常務にしたり、そういうことをして具体的執行に当たるとこれはまさに問題になる。だからそこでは、私は、社外重役の強制という意味の取り方で、あたかも幾つも兼ねている人が社外重役というようにも普通にはとっているようですが、私は必ずしもそういう必要はない。とにかく具体的な執行に当たっていないという意味における、いわば非業務執行取締役といったほうがいいかと思いますが、そういう意味で先ほどのA案の一つの条件は一半分とか三分の二とかいう意味は、そういう意味において、私は考えていいんじゃないか

というように思いますが、ちょっと補足です。」(同速記録 51～52 頁)

5 B案を取る場合のさらなる問題点

ついで田中委員は、B案支持の立場を明言しつつも、B案を取る場合には、さらに、①監査役の監査付随権限の強化(議決権・差止め権の付与等)、②妥当性監査、③大小会社区分規制(原則—大会社、例外—小会社)等の諸点つき、もう少し考える余地はないかと、幹事の意見を求めた。

「私は小委員会に入っておりましたから、実は小委員会以外の方の御意見を十分伺うほうがきょうの目的からいってよろしいと思って、発言を差し控えておりましたんですが、またそれと、A案を支持する意見の人を発言してくれという部長からの話もありましたんで、私はB案がやはり最初からよろしいと思っていたんです。そういう関係もあって発言を差し控えておりましたんですが、これはやはりいろいろな点から申しましてB案のほうがよろしいと思うんですが、ただ問題は、前からこれも、矢沢委員の発言もあり、私も考えていることは、つまり現在の授權資本制からいって、新株発行のような重大なことを取締役会でできる。それが、取締役会が、かえてこういうB案になりますと、業務担当取締役だけが取締役会を構成して、そこだけでそういう新株発行のような重大なことを受け付けるのがいかがい問題なんで、そういう点では、やはり監査役が意見を述べることができるということに、B案はなっておりますけれども、それ以上に、新株発行のような場合は、ある程度議決権を持つとか、事前に反対するなりしてこれを阻止し得る。特に、新株発行の価額等の不当な場合にそういう発言ができる。現実に押さえ得るようなことを考えていただくことが、結局現在の授權資本制のもとでは、取締役会の人数も多いし、かつ、実は業務担当取締役以外の者も出て。相当広い立場からそれを決定できるようにする必要があるわけで、その点がB案の欠点といえば欠点なんで、それを補う方法を考えていただきたいと思うんで、それが現在のあれだけで、B案に出ているだけでよろしいかどうか。そこに問題があると思います。

もう一つは、監査役が合法性の見地からだけ監査し、合目的性見地からする監査はもっぱら取締役会が行なうというのは、監査役の性質上よくわかるんですが、ただある程度、合法性というものを広く考えていただきたいと思うんで、適法とい

うんじゃないけれども不当だ、あまりおもしろくないという程度のもも含まれるだろうと思うんですがね。不当のときに阻止し得るか、その合法性ということの意味を少し広く取っていただく必要があるんじゃないか。しかし合目的性の判断は、なるほど取締役会でないと徹底しにくいという面もあると思いますが、そのところがやはり、いままでの取締役会がやっていた業務監査と、今度監査役がB案によってやる場合の業務監査とは若干の違いの出る大きなところで、ある人の意見によれば、その点がむしろB案の欠点じゃないか。ある程度前向きの、違法を摘発するような警察官的な役割ばかりじゃなく、もう少し積極的なアドバイスを、会社にもっと有利なことを考えるということまでも、いままでの業務監査ならばできたけれども、それが監査役になるとできにくくなるということの点の問題があると思うんでして、この点の合法性ということを少し広く考える必要があるということと、いまの新株発行の場合は、授權資本制の精神をなるべく生かして、二十五年改正法の趣旨と両立できるようなふうにお考え下さる余地はないか。

それからもう一つは、さっきの黒沢委員も指摘されたことで、大会社を原則として小会社を例外とするということが、貸借対照表及び損益計算書貴規則ではそういうふうになっておりますね。しかしこの場合、小会社はこれを省略できるという式のできるものかどうか。実は数からいえば、証券取引法上の一億円以上の会社、四千ぐらいいかないわけですから、それ以外の会社の和が七十万以上もある。そういうときに、黒沢委員も言われたように、大会社を原則として、資本金を一億円下る、あるいはさっき矢沢委員の言われたように、いわばアメリカふうな株主数、その他実質的な理由で、会計監査人の強制を認めるかどうかを区別するという主義をとるかどうかは別として、それを原則として——例外としてそれを適用しないというふうにすることができるものかどうか。いまの数の非常な違いを考えましたときに、はたしてそれができるものかどうか。その点非常に問題なんで、その点も幹事の方なりの御意見も伺いたいと思うんです。要するにB案のほうが、私は万事——摩擦が少なということもありますが、いろいろな点でよろしいんじゃないかと思うわけですが、いまの点をもう少し補足して考えていただく余地はないかということなんであります。（同速記録52～54頁）

しかし、鈴木部会長は、味村幹事個人の意見はあるが、複数の幹事の意見という

ようなものはないと断った上で、味村幹事に発言を促した。

「幹事の意見といわれてもどうにもしょうがないんで、味村幹事個人の意見なら分かるけれども、複数の幹事の意見なんていうのはないんですからね。」(同速記録 54 頁)

そして、味村幹事も、複数の幹事の意見というものはない、小委員会で検討する問題だとし、田中委員の質問には回答しなかった。

「これはまだ私どもとしての意見があるわけではありません。小委員会で御検討いただくという機会がたぶんあると思いますし、またさらに部会でも御検討いただくことになると思いますので、そこでの御検討の問題だというふうに思っておりますけれども・・・。」(同速記録 54 頁)

これを聞いて、田中委員は、複数の幹事の意見というものはないことを了解した上で、**B** 案に賛成が大勢ではあるが、**B** 案の問題点を指摘して貫う方が参考になると、先の発言の趣旨を補足した。

「それならけっこうですが、まあ大勢は **B** 案がいいというんですか、**B** 案に伴う若干の不満の点というのもこの際言っていただいて、自分が **B** 案に賛成なんだけども、どうもこの点が少し心配だとか不安だという点は、この際遠慮なく言っていただくほうが非常に参考になるんじゃないかと思うんです。」(同速記録 54 頁)

そこで、鈴木部会長は、田中委員の提示した **B** 案の問題点に理解を示しつつも、決めるのは取締役であり、責任を負うのも取締役なのであるから、会社にとってこっちの方が有利だろうというようなこと(積極的アドバイス)まで言えるということを監査役の法律上の権限として認めることには疑問があるとする、とともに、矢沢委員の先の監査取締役という意見につき、内部監査をする取締役にしても、取締役会の決議に参加をし、あるいは気がつかないで賛成してしまったような場合に、自分自身の決定したことについて監査をするといったって、これはできないの

に対し、監査役ならば、そのときに何も注意しなくたって、あとでフリーな立場で監査をするということもできるのであり、必ずしも監査役の監査のほうが弱いということにはならないと指摘した。

「田中委員のおっしゃった意見、私、わからないんじゃないんですがね。しかし、こっちのほうが有利だろうということを監査役が言って——それは、アドバイスとして言うのはちっともかまわないんですけどね。きめるのは取締役なんで、責任負うのは取締役なんですから、法律上の権限としてあるものかどうかということになると、ちょっと疑問を私は感じるんですがね。言いかえれば、一体取締役による業務監査と、監査役による業務監査というものはどこが違うのかというふうなポイントで、ある意味では監査役のほうが少し、それは取締役のほうがよりは狭くなるのかもしれないけど、狭くなった限りにおいて強いんだというふうな考え方もできるかもしれないというような・・・これも全くみんなで話し合ったわけじゃない。個人の考えを、いま問題を出されて、あるいはまた前から出されているんで、考えますとそういう感じもいたします。

それからさっき矢沢委員の言われたようなのも、私はわからないではないんですけどね。しかし、内部監査をいたします取締役にしても、取締役会の決定については、やはり決議にちゃんと参加をして、場合によれば自分はそのときに気がつかないでオーケーを言っちゃまったというふうな場合に、自分自身の決定したことについての監査をするといったって、これはできない。しかし監査役ならば、そのときに何も注意しなくたって、あとでフリーな立場で監査をするということもできるわけなんで、必ずしも監査役の監査のほうが弱いんだってわけにもならないような気もするんだけどね。」（同速記録 54～55 頁）

6 A 案か B 案か

この鈴木部会長の指摘に対し、矢沢委員は、自分は弱いとは言っていないと反論した後、現状に近いのは A 案であり、B 案の方が大変革であるとの認識を前提に、A 案支持の意向を重ねて示した。

「私は決して弱いとは申しておらないんで、確かに理論的には、おっしゃるよう

に強いと思うんですが、ただいま田中委員の御意見がありましたような方向にだんだん進むと、結局実質はA案とどうもお変わりにならないんじゃないか。ただ名前だけ監査役という名前で、取締役に出て行ってやはり事前にチェックをする。すると決定にも参加しているから、したがってその関係で監査をする。合目的性を監査すると。そういう意味で、私はもともと感じているんですが、A案B案というのは非常に理論的に違うようだけれども、突き詰めていくとそんなに違わないんじゃないかという感じで出てくるのは、そういう点なんです。そして、もし非常に違わないんならば——権限その他強化する点は、これは大いに変えて強化すべきだと思いますけれども、いまのプリンシプルを、これはまあある意味でB案はプリンシプルからいうと現状から遠くて、A案が現状に近いわけなんで、先ほどのお話で、現状はB案だけれども将来はA案が理想だと、こうおっしゃるんですが、現状はA案はなんで、B案のほうがむしろ現状大変革、だからこの現状大変革やる意味がどこにあるか。もちろん現状でいいとは決して思っておりませんし、業務監査の点も、ほかの点にいろいろ出ておりますような点は大いに強化する。これはA案B案ほとんど共通ですから、あんまり議論する必要ないと思いますが、その必要はもちろんですけれども、そういう点でどちらかといえば現状に近いほうがいいんじゃないかと、こういう意見なんです。」(同速記録 55～56 頁)

しかし、田中委員はこれに納得しなかった。取締役会という一つの会議体の中で同僚のやったことに批判的な発言はしにくいという日本の風土の下では、取締役会とは別な位置で、選任の方法も別にする方が監査の実効は上げやすく、B案の方が監査役の実効性は保たれると、B案支持の立場を重ねて表明した。

「いま矢沢委員のご発言にありましたけどね。私はやはりB案のほうが、監査役の実効性が保たれやすいと思うんですよ。全然別な名称と権限を持って、独立性がずっとはっきりしていると思うし、どうも日本人の通性として、取締役会という一つの中で、同僚のやったことに対して批判的な発言するということは非常にむずかしいわけで、どうもその点で別な位置であり、それから補正なり何なりが出るんで、選任も別の方法でいいと、こういうほうが監査の実効はあげやすいんじゃないかというふうに思うんです。やはり取締役は別個の権限にしておくほうが、そういう

監査の実を、黒沢委員の言われた監査の独立性ということでもさっているんじゃないか。特に日本的風土といえますか、日本的な雰囲気のもとでは、そのほうが監査がやりやすいんじゃないかというふうに思うわけです。」（同速記録 56 頁）

太田委員も、独立職業人たる会計士が監査するという A 案が将来の理想であるが、現在のところは B 案でないとうまくいかない、現実的案として B 案を支持した。

「私は A 案を理想的だという意味は、将来はいわゆる職業的会計士が監査すること。監査役になるということが私は反対しているんで、つまり役員になるということが、さっき黒沢委員の言われたような、いわゆる職業家であるという点はずしてしまいますから、もっといかんと思うんです。ですから将来の理想はやはり A 案のようになる。実は、私どもが外国の会社と提携する日本の会社を監査いたしまして、ときどき困るんですが、外国の会社で『オーディター』という、やはり独立職業人たる会計士のことを考えるらしいんで、日本の監査役の言うこと、なかなか説明しなきゃわからない。そういうわけで、やはり A 案になるには、監査役という考え方全く変わっちゃって、英国やアメリカのような考え方になってから、初めて A 案が実際に適用されるんで、いまのような一般の考え方がずっと昔の監査役の考え方を持っているときに、それをやったらかえって危険じゃないかというのが、私が現状は B 案だというのは、実質的なことをいいますので、形式的な、法律的からいうと A 案が現状かもしれませんけれども、社会通念なんかからいうとむしろ B 案のほうが通念のような気がするんです。で、将来だんだん教育されまして、みんながいろいろ啓発して英米のようになれば、A 案がいいと思うのですが、現在のところは、どうも B 案でないとうまくいかないんじゃないかというのが私の考えなんです。」（同速記録 57 頁）

これに対し、鈴木部会長は、B 案では監査役は非常に強くなると考えられているのであり、従来の監査役についてのイメージは捨てなければならないとするともに、B 案では監査役が役員や機関となるが、それでは監査の第三者性に疑問が生じるとの黒沢委員や太田委員の発言に対し、監査役の機関性の曖昧さを指摘し、反論した。

「しいて B 案について申しますと、監査役というものが非常に強くなることをわれわれは考えているわけですが、現在の監査役というものについて持つておられる、あるいは人事の配置などをそのまま持つていかれたんじゃないでしょうか。それが、たとえば俸給を分けてやるとか、権限を強くしているというようなことで、監査役というものは、いままでのようなイージーなやり方をイージーに踏襲していいんじゃないんだということになってもらわないと、そこにその、現実に近いとか近くないとか言われるんだけど、現実にはあまりぴったりくっつけられたんじゃない、何のために改正するんだと言いたくなるわけですね。だからその点は、黒沢委員や太田委員が、役員ということに、非常に何か、特別のものだと思っていらっしゃるかもしれませんが——そうなのかもしれませんよ、——だけど機関といったって、監査役を機関という場合などは、機関なのか外部的なものなのか、そこところもちょっとわからん。内部といえば内部かもしれませんが、自分たちが選任しているという点だけなんです。内部というポイントからいえば……。だから、俸給も総会で定めるんだというふうな考え方もできるんだろうと思うんですね。ことばは役員かもしれないし、機関かもしれないけれども、機関といったって、何が機関なのかよくわからないみたいな機関のような気もする。」(同速記録 57～58 頁)

この鈴木部会長の意見に対し、矢沢委員は、B 案により監査役に新たに権限を与えても、いままでの環境的条件でいくということになれば、法律を変えても現実には変わらないのであり、理想と現実のギャップが生じると懸念した。

「おっしゃるように、現行法は、監査役が会計監査を十分する。業務監査は取締役会にまかせて、それで理想に燃えて昭和二十五年にやったんですが、どうも現実には、会計監査は十分行われていない。これは確かに理想と現実とギャップがありまして、私もそれは、そうおっしゃられれば、私のが理想案で先生のが現実論かもしれません。それと同じ問題が、今度改正案の中で比較表がありまして、両案比較案 A 案、B 案という中の三ページ目の下の段に、戦前行なわれている制度なのでなじみがある。環境的条件には疑問があるという、はなはだ含蓄の深い批判がされていますが、これこそまさに問題なんで、結局は私も、先ほど A 案を支持しましたけ

れども、事実A案が絶対よくてB案が絶対だめだという確信は全然ないわけですが、相対的な問題で、いずれにせよ、A案でもそうかもしれませんけれども、B案のほうこそまさに、新たに権限を与えて、しかもうまくいかないということになれば、あるいはいままでの環境的条件でいくということになれば、やたらに法律を変えただけで現実是不変であるということになると思う。これは非常に私は、問題ではなかないかという点が一つ疑問になっております。」（同速記録58～59頁）

これに対し、鈴木部会長は、A案における社外重役の導入は、外部者を入れるという意味で監査は強化されているということであり、B案でもよいのではないかと、ここでもB案を支持した。

「私もよくわかりませんがね、おそらくA案をとっていったときに、たとえば十五人いる取締役の中の五人は社外重役から選ぶと。監査役を二人加えて三人業務にあずからない監査役なるものができるっていえば、二人か五人かっていうだけの問題のような気もするんでね。それほど質的の違いというより量的の違いみたいな感じもするわけであり、そして三人にはなるけれども、その三人というものが、一緒に、一蓮托生の感じのない人だっていう、つまり取締役であるより外部であるから、そういう意味では強くなっているんだということでもB案でもいいんじゃないかという感じがするんですね。」（同速記録59頁）

7 現状維持意見

ここで大住委員は、現行維持意見の存否を味村幹事に尋ねた。

「現行のままでいいではないかという意見は聞いていないですか。」（同速記録59頁）

「東京はどうですか。」（同速記録59頁）

これに対し、味村幹事は、大阪商工会議所では現状維持の意見が23・3%という数字を示しているが、東京ではそれは聞いていないと答えた。

「それは先ほど申しあげましたように、大阪商工会議所では現状維持の意見が二三・三％という数字を示しております。」(同速記録 59 頁)

「それは聞いていないように思いますね。」(同速記録 59 頁)

この説明を聞いて、鈴木部会長と大住委員は、それは早いのは当たり前だとか、重複してもかまわないと考えているのではと付度した。

鈴木部会長「しかし、それは何か早いのはあたりまえだろうという気があったんですな。」

(同速記録 59 頁)

大住委員「それは案外多いんじゃないかと思えますね。重複したってかまわないというような・・・。」(同速記録 59 頁)

その上で、鈴木部会長は、しかし重複監査を容認する勇気は無いとした。

「役に立つような形で重複してもいいというならいいけれども。それをよろしゅうございますという勇気はないんですね。」(同速記録 59 頁)

8 事前監査

ついで、大住委員は、商法所定の事後監査に関し、公認会計士監査は決算確定前の事前監査でないと十分な効力を発揮できいと主張した。

「これは公認会計士側から申しますと、いまのような事後の監査ですか。すっかり済んでから監査をさせられるのはまことに困るので、限定するのが多くなります。前に監査をすれば直してもらえものが直せないでいるものですから、どうしても限定をしますけれども、この次は直すといっても、その次になると半年たちますから変わっちゃって、その約束が必ず守れるとはいいきれないものですから、非常に工合が悪いのです。やはり決算確定以前に監査が終了するというような制度になっていただかないと、十分な効力が発揮できないのではないかと考えております。」(同速記録 60 頁)

9 監査の実行容易性・実効性等

以上の議論を聞いて、西原委員は、第一に、**A案**と**B案**の選択に関し、両案の目立った違いは業務監査を誰にやらせるか（取締役会にやらせるか、監査役にやらせるか）ということにあるが、それは、**A案**と**B案**のどちらが実行しやすいか（実行性）、より効果があるか（実効性）という比較の問題であるとの観点からすると、監査役にやらせる方がベターであるとして、**B案**に賛成する、そして第二に、監査役と公認会計士の調整問題を取り上げ、これについては公認会計士監査の第三者的な監査を反映させるということに結果的にならざるを得ないところ、その場合には必然的にいろいろな技術的問題（監査期間の延長、営業年度の伸長、中間配当など）を合わせて考えていく必要があるとする、さらに第三に、その他の論点として、①立法の形式（大会社の特例とすべきか、小会社の特例とすべきか）については、過渡的に小会社の特例とすべきである、②改正の方向については、あるべき株式会社という方針の下、根本問題に遡って検討すべきである、③大会社の範囲については、資本金基準「一億円」は、実態（50億円あるいは100億円以上でない大企業とは言えない）と乖離しているので、この際大きなけじめを付けておいて株式会社である以上はあるべき姿によって画一的に規律していく方向を定め、その上で猶予期間を設けて、具体的な問題に進めるべきであるなど、試案全般につき、意見を述べた。

「**A案**と**B案**と分かれておりますが、業務監査を従来のように取締役会にやらせるか、あるいは旧法に復帰して監査役にやらせるかという違いは目立つ違いと思えますが、公認会計士と監査役の関係をどう調整するかという第二の問題となりますと、それはいろんな方法があって、**A案**だからああいう方向にいくとか、**B案**だからこういう方向にいくとかいうものとはちょっと性質が違うのではないかと。その意味で**A**と**B**と分けたことは必ずしも論理的ではない。

そこで問題の最初の業務監査をだれに担当させるかということだけで**A案**、**B案**を考えてみる。あとから両者の調整をどういうふうにするかということは、いろいろなバラエティで考える余地があるのではないかと。そういうふうを考えたいと思うのですが。

A案の業務監査の場合には社外重役強制導入ということが必然的に伴わないとい

けませんし、B案の場合には監査（役？）の選任、解任その他地位の強化ということが必然的に伴わないと意味をなさないと思いますが、どちらが実行しやすいか、あるいはより効果があるかという比較の問題になろうかと思えます。

社外重役を導入するという事は、ある意味では理想的でありましょうが、日本の現状でそういう社外重役を容易に得ることができるかどうかという問題。またかりに人が得られるとしても技術がたいへん専門化して、その業務についての特殊な知能が要るときに、社外重役として適任者がはたしてあり得るか。またそれだけのひまがあるかどうか。役員数の兼任数を制限するというところまでいかないと徹底しませんので、かなり問題があろうかと思えます。

そうすると、実行可能あるいは多少効果の多いということから考えると、B案の監査役にやらせるほうがましであるということになるのではないかと思います。これにはむろんその地位を強化するといういろいろな前提が要るわけで、そういうことをいたしますと、取締役でないほうが総体的に独立性を持っておりますし、また株主の直接コントロールということは実際問題としてなかなか行なわれにくいので、そういう意味ではまだ監査役のほうがベターの機関ではないかというふうに考えます。したがって、監査の問題についてはB案ということに賛成したいと思えます。

それから、監査役と会計監査人との調整問題ですが、これは非常に大きな問題でいろいろな考え方があろうかと思えますが、A案にあらわれた大会社の場合をとりますと、公認会計士と監査役と並行してしまうといったような考え方は、会計監査の独立性と第三者制とかいったようないろんな本質から考えてかなり問題があるようでありまして、従来の特別利害関係人という考え方との直接の反対というようなことから、いろいろ問題があります。

そうしますと、公認会計士の第三者的な監査を反映させるというようなことに結果的にならざるを得ないと思えますが、その場合には、必然的に技術的な問題がいろいろ起こってまいりまして、たとえば監査期間の延長とか、ひいては営業年度の伸長、さらには中間配当の問題ということまで含めて考えまないと、その反映するというB案がいかにされないことになりますので、そういう点も合わせて考えていく必要があろうかと思えます。

大会社の特例という点については、すでに先刻からいろいろお話が出ましたよう

に、私も大会社の特例というのはおかしい。小会社の特例、しかもそれは過渡的に特例を認めるということで行くべきではないかと思えます。

従来から商法の改正を部分的にやってきておりましたのですが、そのときにいつも現状の株式会社ということと引っかけが出て、議論がついにあいまいになってしまうというように感じました。監査役の問題一つにしても、あるべき株式会社と現在むぞうさにきているものとの間に区別をすべきものがあるとしますと、抜本的にこの点についての大きな基本方針を立てておいて、実行は過渡的な期間を設けて方向づけておくべきではなからうか。個々の問題をやるたびその問題を蒸し返しておる。そのときどきの都合で改正をするというのでは、せつかく長い年月をかけても会社の全体的な統一という点で、実質をそこねることになりますので、これを考えるときには根本問題にさかのぼって、なぜ日本が先進諸外国などに例を見ないような株式会社の乱立が行なわれたか。これについて手を入れることが必要ではなからうかと思えます。

いまここでは資本金一億円という一応の線が出ておりますが、資本金一億円というのを大会社の例にあげられているのを不思議に思うのですが、現在の立法で中小企業という場合には資本金五千万円以下としておりますが、これはすでに数年前の立法からそうになっているわけで、おそらくここ二、三年のうちには五千万円というのは少な過ぎるようになって、一億円というのは中小企業ではなからうか。十億円くらいでも大企業とはいえない。五十億円あるいは百億円以上でないと大企業といえないという事態でありますので、現在のように六十万も七十万もあって、株式会社をそのまま捨てておいて、法律も守らないでそれを黙認しておく。どちらかといえば、法律を守っておる千か二千の会社を対象にして部分的な改革をするというよりは、この際大きなけじめをつけておいて、過渡的にそれをあるべき姿に変えていく。たとえば五年とか七年とかいうような過渡的な制度を設けて、株式会社である以上はこれだけの公開あるいはいろんな義務を伴う。それがいやならば、その他の会社形態をとるというように期間猶予を設けて、それぞれのあるべき姿に返らせ、そのときに組織変更に伴う税金その他の緩和措置をとるということで、組織変更を奨励するというような方法をとって、株式会社である以上は一応あるべき姿によって画一的に規律していくというというのが適当ではなからうか。なるほどアメリカでは会社法と証券取引法とが分かれておりますけれども、あるいは各州各州

で会社法は違うわけですから、連邦法として証券取引法が入って、そこで全体的に管掌するというふうな事情も加わっておりますので、わが国では両者基本的な精神においては一致し、なるべくそれを統一するというような方向にもっていくのが適当だと思いますので、ただ監査役制度だけについて大会社、小会社という区別することなしに、全体的な見通しで、そういう方向づけをやっておかれて、しかるのちに具体的な問題に進まれるのが適当ではないかという感じを持っているわけです。」(同速記録 60～63 頁)

(十五) A 案賛成意見 (再)

以上の論議を踏まえ、鈴木部会長は、これまでの審議では B 案の方向の意見が圧倒的であったと確認した上、改めて A 案賛成の発言を促した。

「いままで伺った中では、大体 B 案の方向がいいわけではないかという御意見が圧倒的のような感じがするわけですが、A 案のほうがいいのではないかというお考えがありましたら、この際伺わせていただきたいと思います。」(同速記録 63 頁)

これに依えて、鈴木(忠)委員は、今回の改正の方向がよくわからないが、B 案によると昔の制度に復活することになるのではと危惧し、当面は A 案の方がいいのではないかとするとともに、改正のねらいが会計監査の点にあるとしたら、そこに重点を絞って改正し、全面的・根本的改正は将来を待った方がよいとの意見を述べた。

「私は監査役制度についての改正のねらいは何かということがよくわからないのですけれども、この前も論じられましたけれども、そしていまもそのことに触れましたけれども、商法の改正が二十五年以来部分的に行なわれておって、いずれ統一的な改正があるのだというようなこともいわれておるのでありますけれども、今度の改正も部分的な改正で、しかもそのねらいは会計監査が十分でなかった例が出てきたのが主ではないかと思います。

もちろん会計監査が十分でないということの根本には、業務監査が十分でないということが、当然前提とされておるわけですが、しかし二十五年の改正の

ときに従来のドイツ式の監査制度をやめて、アメリカ式に近づいた。そういう制度をとっておきながら、またB案による昔の制度に復活する。いろんな権限を与え、業務監査と同時にそれに伴ういろいろな訴えの権限も与えるということになっていると、戦前の商法の体系にまた近寄るのではないかというような感じが私には強くするわけです。もちろん公認会計士その他の面を取り入れてそれをチェックすることは、B案においても考えておられますけれども、旧に復するというにおいが私にはずいぶんするように思います。

会計監査の面からして、主として監査役の制度が論じられるならば、業監のほうでその必要を感じておられるかという、原委員の最前述べられたところによると、現状見送りの態度の希望のほうが多いというような御意見であります。そうしますと、証券取引法との関係で今度の改正要が論じられるのか。事実上、会計監査の実が株主総会に反映しておらないという点に重点が置かれて、今度の改正の必要が叫ばれておる。その点が私にはどうもはっきりとれない。そしてA案とB案を見ましても法律の技術の上の規定としては、それぞれりっぱだと思えますけれども、はたして現実にあつてA案、B案に基づいて、それぞれ立法された場合に実際上うまくいくのだろうかというように考えると、その点私はしろうとだけれども、自信がないように思います。

そういう意味で、この改正の目的が会計監査の点に主眼があるというのなら、その点に焦点をしばつてA案、B案を考えていただいたほうがいいのではないかと。将来また業務監査をやらせるというような事態になるかもしれませんけれども、それはもっと、西原委員の発言にも関連しますけれども、一般的に会社法を統一的に改正するというときに譲ってリザーブしておいてもいいのではないかと。当面のねらいは何か、当面の問題は何かということにしばつて、この際A案、B案に基づいて、ですから私はA案、B案いずれかといえば、私は当面A案のほうがいいのではないかというような感じがするのです。当面の問題だけにできるだけ範囲を狭く改正をしておつて、もちろんそれに伴つて業務監査のほうも、いまの取締役会の権限あるいは代表取締役の権限というものをもっと明確にするという必要があるというなら、その範囲でももちろん改正することに反対は致しません。会計監査の点に主があるというなら、むしろそつちに重点をしばつて改正されて、全面的あるいは根本的な改正というものは、将来を待たつたほうがいいのではないかと

うな感じがいたします。」(同速記録 63 頁)

この意見に対し、鈴木部会長は、A 案の評価には触れず、2 点に反論した。すなわち、①全面改正は見込みが立たないので、いくらかでも良くなる可能性のあるような地場(公認会計士による突っ支い棒)を開いてやるというのが立法者の義務であるとし、部分改正を容認するとともに、②これは昭和二十五年改正前商法のをそのまま復活したのではないと、復活説を否定した。

「そうもいえるのですけれども、一体いつごろ全面的な改正がやれるのだろうかということになると、ちょっと見込みが立たないんですね。おそらくここにいらっしゃる方の息のあるうちにはやれないでしょう。こんなことでいいのかということだったら、皆さんと一緒に声を立ててもらいたいと思うのですけれどもね。だから問題は、あるいは会計監査から起こっても、そこのところをやる限りにおいては全面的改正をしたならば、こんなものになるだろうという理想的な形のものができるだけやりたいという感じを持つことは無理でもないのかという感じが一つです。

もう一つは、前の復活だといわれるけれども、ただ前の形をそのまま復活しているのではないので、前の形ではだめだからあのほうに持っていったところでそれを補うだけのものを突っかい棒を入れようということをしているわけですね。もっといいかえれば、昭和二十五年の改正が失敗だったのですということだろうと思うのです。ですから、一番の問題は、こんな大さわぎをしてよくなるという自信がお前たちはあるのかといわれたときに、一番つらいことだと思うのですけれども。これはおおよそこういう運営に待たなければならぬようなことについては、どんな施策を講じても活を入れなければそれっきりなんですね。したがって、ほかのところはこうあってほしいという希望というもの、あるいは理想を掲げておるところがある。最小限度は、公認会計士の突っかい棒のあるところでは現実によくなるだろう。しかしほかのところはよくなるかよくならないか。つまり監査役に強い権限を与えれば、もしけしからん会社があって、強い権限があるんだから一番でくの坊を連れてこようといわれたら、それはそれっきりなんですよ。だから、その点についてしかと絶対に自信があるとは申せませんが、いくらかでもよくなるのではなからうかという甘い考え方もありませんけれどもね。ま

たよくなる可能性のあるような地場を開いてやるということが、立法者の義務ではないかという感じもするのですけれども。」（同速記録 65～66 頁）

他方、広瀬委員は、鈴木（忠）委員の A 案賛成意見に対し、公認会計士監査の導入には歓迎の意を表しつつも、A 案では公認会計士の会社機関性が強く、独立した第三者監査としての公認会計士監査のイメージを損なう恐れがあるので、A 案ではなく B 案に沿って検討を願いたいと要望した。

「公認会計士による監査を取り入れていただくという趣旨はけっこうだと私どもは思っております。したがって、そういう意味で改正の意味は大いにあるのではないか。それからさきの点は、先ほど来の御議論にあったと思いますが、私どものほうの立場としましては、公認会計士の監査は独立した第三者監査であるという建前を維持していただきたいということが根本でございまして、そういった見地からいたしますと、A 案のほうは会社の機関としての性格が強く出ているようでございまして、そこにもいろいろ問題があると思いますが、従来の監査役のイメージというような点からいっても、公認会計士の第三者監査としてのイメージがそこなわれやしないかという意味で、賛成できかねまして、むしろ B 案に沿ってお願いしたいというふうに考えます。

ただ B 案の場合も、公認会計士による監査は機関性の薄いものとしてお書きになっている案を修正していただきたいというふうに考えております。」（同速記録 66～67 頁）

しかし、この広瀬委員の意見に対し、矢沢委員は、いまの広瀬委員の発言の真意が公認会計士を監査役にする点がいけないのだということであれば、A 案を公認会計士あるいは B 案と同じ会計監査人という名前にすればどうなるかという名前の問題であり、A 案、B 案の選択の問題ではないと指摘した。

「いまの御発言で、私も A 案の監査役にするという点がおっしゃる通りひっかかるのですが、ここで A 案、B 案を議論する場合には、A 案のうちのそのポイントが絶対の要素があるのかどうか。だから、そこで多少議論の混こうが生じておるの

ではないか。これは先ほど西原委員も確かおっしゃった点ですが、別の問題なので、いまの御発言の真意は、公認会計士を監査役にするという点がいけないのだと、したがって、たとえば、かりにA案を公認会計士という裸の名前、あるいはB案と同じように会計監査人という形にしたならばどうなるか。こういう問題としても考えれば、別にA案、B案の選択の問題ではないというふうに了解してよろしゅうございますか。」(同速記録 67 頁)

この矢沢委員の意見を聞いても、広瀬委員は、公認会計士という名前を使うにしても、A案の方が会社の機関的な感じが強いとし、A案に消極的意見を繰り返した。

「ただいまの矢沢委員の御発言はかねてから伺っておりまして、いろいろな検討もしているのですが、確かにその点にあいまいな点があると思いますが、公認会計士という名前を使うにしましても、会社の機関的な感じがA案の場合は強いのではないかというふうに感ずるのですが、そのへんも独立制といっても取締役からの独立性という点が可能ならばいいじゃないかというような御疑念があるかと思いますが、全般の感じとしまして、理論的でなくて申しわけございませんが、A案のほうが機関的な感じがするのではないかと思います。」(同速記録 67～68 頁)

これに対し鈴木部会長は、そこは名前の問題だとし、A案・B案の違いは広瀬委員のいうような会社の機関性の強弱ということではなく、取締役会の機構をいじるか否かという点だけだと反論した。

「そこは名前をどういうものにするかという性格の問題でしょうね。だから取締役会の機構を強くいじるかいじらないかというところだけのような気がするんですね。A案、B案の違いは。」(同速記録 68 頁)

(十六) 単独制か合議体制か

ついで鈴木(忠)委員は、B案による監査役をドイツのように監査役団というような形にせず、単独制にしたのはなぜかと、その理由を質した。

「もう一つお尋ねしたいのですが、B案によるときに監査役が単独制であって、ドイツのように監査役団というような形にしなかったのは、どういう理由なのでしょうか。」（同速記録 68 頁）

これに対し鈴木部会長は、その理由は、会議体とすると、1人の監査役が否定したにもかかわらず、それを多数決で打ち消すことが可能となりよくない、それよりはむしろ各監査役に独立性を持たせた方がよいという考え方からではないかと答えた。

「ドイツの場合の監査役会というものは、監査役会の決定、たとえば取締役の任命といったような会議体であることが必要なのでしょうね。ところが、ここはそういうことはしていないのだから、むしろ各監査役のそれぞれの独立性というものを持たしたほうがよくはないかという考え方ではないかと思うのですが、事実はもちろん監査役の間で話し合えばもちろんあるでしょうけれども、しかし、多数決で、これは適正だといっているものを、一人の監査役が『ノー』といったら、ノーということを多数決で打ち消されてしまうのはまずいのではないか、ドイツの監査役のほうは、監査役という名前をつけたほうがかしいかもしれないので、何とかボスみたいな人のわけでしょう。」（同速記録 68 頁）

この鈴木部会長の説明に対し、鈴木（忠）委員は、合議体として結論を出すより、個々独立しておいた方が実効が上がるという趣旨と受け止めた。

「つまり個々独立しておいたほうが、実効が上がるだろうというような考え方なのでしょう。合議体として結論を出すよりは。」（同速記録 68 頁）

このことにつき、味村幹事は、1・2回目の部会でABCD4案を出し、その中でドイツ式の監査役会制度の導入も問題点として提示したが、それにはいろいろ問題があるということで審議の対象から外したので、その線に沿って小委員会でも議論してきたのだと、この問題についての経緯を説明した。

「その点は、それほど特に議論をしたわけではございませんけれども、一回目か二回目のところに ABCD、四案出したわけでございます。そのうちにドイツ式の監査制度をとったかどうかということの問題点として、出したのですが、そのときは、監査役会というような合議体をつくるというようなことはその数が三人ぐらいになりますと、今度は取締役会がまた合議体になっておる。屋上屋を重ねて、煩に耐えないじゃないかということと、かりに取締役を今度は合議体でなしに、取締役会というものを解体して、取締役会がちょうど完全にドイツ式にやるということになりますと、それはいささか理想論に過ぎるんじゃないかと。それから逆にいいますと、そういう監査役会制度をとれば、取締役会制度と似たようなものになりはしないかというようなこと、いろいろございまして、ドイツ式の制度は一応ドロップいたしましたので、その線に沿いまして、小委員会でも審議をいたしましたわけでございます。」(同速記録 68～69 頁)

矢沢委員も、全員社外重役といえるようなドイツ的な監査制度は A 案の一つの変型として考えられたものの、案の過程で否定され、結局は B 案において個々の監査役が機関であるとする戦前の制度に復活するという事になったのだと、味村幹事と同趣旨の説明をした。

「結局ですね、御質問の案は A 案の一つの変型として考えたところ、どうも社外重役強制は、半分でも問題があるというんですから、まして全員社外重役といえるようなドイツ的な制度は、いまお話のように案の過程でドロップして、どちらかといえば A 案の最も極端な形としてドロップしちゃったんじゃないか。そして結局において B 案は、先ほどお話のように戦前の制度に、いわば復活する。戦前の制度は、やはり個々の監査役が機関であると、こういうふうな了解で、したがってドイツのものは、一応考えた上で否定した。こういうことじゃないかと思うんですが。」(同速記録 69 頁)

弁護士会推薦委員である岩間委員は、弁護士連合会の意見は未決であるが、単位弁護士会社から出た意見では、業務監査も監査役に認めた方が監査制度がより強化・充実するというのが多数であるとともに、同様の理由から自分も B 案

に賛成であるとした。

「私、実は弁護士会の推薦で来ておる者で、実は弁護士会の希望も聞いた上で出ようと思っておりましたんですけど、連合会のほうでは、全国の単位会にも各意見を求めまして、大体昨年末までに意見が出てきたようですけども、連合会としてはまだ委員会の意見の決定は未解決のままとなっております。各単位会から出た意見を見ますと、先ほど鈴木忠一委員が言われたように、現状のままで会計監査だけを強固にすれば、それで足りるんじゃないかというような意見のところもございませし、あるいはA案がいい、B案がいいというような、業務監査がですね、A案がいい、B案がいいというような意見も出ております。しかし大体の数からいきますと、業務監査までも監査役に認めたほうが、より監査制度が強化され、充実するんじゃないかというような意見のほうが多いようでございます。私の意見といたしましても、現在の状況といたしましては、監査役の権限を拡大して、少しでも監査が十分になるということから見て、業務監査までも監査役に認めたほうがいいんじゃないか、いわゆるB案のほうに賛成でございます。」（同速記録 69～70 頁）

（続）

（明治大学名誉教授）